

## 沖縄市附属機関等の会議の開催の公表に関する要領

(令和3年3月30日決裁)

改正 令和5年8月10日決裁

(目的)

第1条 この要領は、沖縄市附属機関等の設置等の基準に関する要綱（平成15年7月15日決裁。以下「設置基準要綱」という。）第5条第2項に規定する附属機関の会議公開の運営等に関し、会議の開催の公表方法を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この要領の対象とする会議は、設置基準要綱第2条に規定する附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の会議とする。

(会議の公開の例外)

第3条 設置基準要綱第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する会議は、その一部又は全部を非公開とすることができる。ただし、当該会議の長が公開を認めるときは、この限りでない。

- (1) 沖縄市情報公開条例第6条第1項に規定する非公開情報又は個人情報の保護に関する法律第78条第1項に規定する不開示情報が含まれる会議
- (2) 審査請求、苦情、斡旋及び調停等に関する会議
- (3) 法令又は条例その他の規程により非公開とされている会議

(会議の開催の公表方法)

第4条 会議は、公開、非公開にかかわらず、会議開催のおおむね1週間前までに次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴の定員数
- (6) 公開、非公開の別（非公開の場合は、その理由を含む。）
- (7) その他必要な事項
- (8) 問い合わせ先

2 前項の公表は、附属機関等の庶務を処理する課等（以下「附属機関等事務局」という。）が、附属機関等の会議の開催の公表（様式第1号）を総務部総務課情報公開担当に提出し、総務部総務課情報公開担当において、当該内容を公表することにより行うものとする。

- 3 前項に規定する総務部総務課情報公開担当による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 市役所庁舎掲示板への掲示
  - (2) 市政情報センター掲示板への掲示
  - (3) 市ホームページへの掲載
- 4 実施機関の出先機関や出張所等（以下「出先機関等」という。）が附属機関等事務局となっている場合は、当該附属機関等事務局は、第2項の規定による公表のほか、当該出先機関等の施設に設置する掲示板に当該通知の内容を掲示するものとする。
- 5 附属機関等事務局は、公表内容に変更が生じたときは、速やかに、変更内容を総務部総務課情報公開担当へ報告するものとする。
- 6 附属機関等事務局は、前各項による公表のほか、その他適当な方法により、会議の開催を公表するよう努めなければならない。
- 7 第3項及び第4項に規定する方法による公表の期間は、公表の開始日から当該会議の終了後7日間とする。

（適用除外）

第5条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する会議には、適用しない。

- (1) 沖縄市介護認定審査会
- (2) 沖縄市障害者介護給付費等審査会
- (3) 沖縄市就学支援委員会
- (4) 会議の開催頻度が高くかつ非公開とされている会議

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月10日決裁)

この要領は、令和5年8月10日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

附属機関等の会議の開催の公表

[別紙参照]